

障害福祉のお仕事にトライする方に就職支援金を貸付します！

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

令和7年度 障害福祉分野就職支援金貸付事業のご案内

この事業は、より幅広く新たな障害福祉分野の人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉職員としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下「就職支援金」という。）の貸し付けを実施するものです。

一定の研修を修了し、福井県内の事業所または施設（※1）に就職し、障害福祉職員（※2）として2年間従事した場合、借りた資金の返済が免除されます。

■ 概 要 ■

1. 貸付対象者 （次のすべてを満たす方）

- ① 福井県内に住民登録をしている方
- ② 障害福祉職未経験の方
- ③ 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方（④の就労と同時に研修受講する方も申請可能ですが、研修を修了できなかった場合は、貸付金を返還していただきます。）
- ④ 県内の事業所または施設（※1）の障害福祉職員（※2）として就労する方（雇用形態が正規職員または労働日数および労働時間が正規職員の3／4以上）

<本制度において>

※1…… 障害者総合支援法等で規定する障害福祉サービスを提供する事業所・施設（要綱第2条第2号）

※2…… 事業所・施設において主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者

■他事業（「介護福祉士等修学資金」、「離職した介護人材の再就職準備金」、「介護分野就職支援金」等）を利用した方は申請不可です。

2. 貸付額と利子

（1）貸付額は、20万円を上限とします。 貸付の対象は次のとおりです。

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金または転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車またはバイクの購入費 など

ただし、就職日前後3か月以内の支出に限ります。

（2）貸付回数は1人につき1回限りです。

（3）利子は無利子です。

ただし、「6. 返還の免除」に該当しない場合で、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

3. 貸付の人数（令和7年度分） 若干名（先着順）

■ 申請から決定まで ■

4. 申請の手続き方法

（1）就職支援金貸付を希望する方は、以下の書類を就職後3か月以内に「8. 申請書・問い合わせ先」に提出してください。

- ① 障害福祉分野就職支援金貸付申請書兼利用計画書（様式第 1 号）
- ② 障害福祉分野就職支援金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第 2 号）
- ③ 世帯全員の記載がある住民票（マイナンバー不要）
- ④ 要綱第 2 条第 1 号に掲げる研修を修了した証明書の写し（研修修了証）
- ⑤ 就職（内定・決定）証明書（様式第 3 号）（様式第 3 号の内容を証明できる書類があれば、その書類の写しでも可）

（2）申請には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有するものです。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人としてください。

5. 貸付の決定および貸付金の交付

申請書類を審査し、申請書を受領後 1 4 日以内に貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

貸付金の交付は、貸付決定者から借用書および振込口座申請書を受領後、約 1 か月以内に指定口座に振り込みます。

※申請が混みあっている時は、審査に期日を要しますのでご了承ください。

■ 免除と返還について ■

6. 返還の免除

福井県内で障害福祉職員として就労した日、または就職後に「研修を修了した日」から 2 年間（在職期間が通算 730 日以上かつ従事期間が 360 日以上）引き続き当該業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

7. 貸付金の返還 ※返還期間は 1 年以内

次のいずれかに該当する場合（社会福祉士養成施設・介護福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付を辞退するなど就職支援金の貸付が打ち切られたとき
- ② 県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡または心身の故障により障害福祉職員の業務に従事できなくなったとき

■ 各届出について ■

就職支援金の貸付を受けた方は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますのでご注意ください。詳細および申請書類は、本会ホームページでご案内しています。

8. 申請先・問い合わせ先

【住 所】〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3 番 22 号

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課「障害福祉分野就職支援金」担当

【電 話】0776-24-4987（直通）／ 0776-24-2339（代表） 【FAX】0776-24-0041

【ホームページ】<https://www.f-shakyo.or.jp/>